

法人税法

本試験問題

問2

- (1) 外国子会社配当益金不算入制度について、
- ① 制度の適用対象となる外国子会社の要件を答えなさい。
 - ② 制度の適用を受ける場合、外国子会社配当に対して外国で課された源泉税はどのように取り扱われるか答えなさい。
 - ③ 外国子会社が支払う配当の一部が当該国において損金算入されるものである場合における、内国法人が受け取る配当についての課税関係を簡潔に答えなさい。
- (2) 外国税額控除制度について、
- ① 制度の適用対象となる「外国法人税」の意義を答えなさい。
 - ② 外国法人税のうち、法令上、税額控除の対象とならない「外国法人税の額」として規定されているものの中から3つ選んで簡潔に答えなさい。
- ② 外国子会社合算税制に関係するものについては、触れる必要はない。

TAC予想問題

●直前予想答練 第3回

問1 内国法人であるA社（年一回3月末決算）は、自動車関連製品（自動車部品）の製造・販売等を目的とする株式会社であり、外国でも事業を展開し、関連会社を有している。

B社はC国に本店を置くC国法人であり、平成28年7月1日よりA社の100%子会社となったが、それ以前にはA社との間に資本関係はなかった。

B社の平成28年9月1日から平成29年8月31日の事業年度において所得の金額及び租税の額は【資料】のとおりであり、所得の金額に対する租税の割合は20.34%であった。

また、B社は、①製品製造のための生産設備の整備、原材料・補助材料等の調達等を行っており、②人員を組織的に統括・管理し、③生産管理・財務管理を主体的に実行して製造業務を掌握・管理していることなどから、自ら販売製品の製造を行っているものと認められる。

A社は、平成29年10月25日、B社から利益剰余金の配当として24,480,000円の配当を受け、C国において源泉徴収された租税2,448,000円控除後の金額を収益に計上した。

この配当は同日を支払義務確定日とするもので、その全部がB社の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものである。

また、源泉徴収された租税は、法人税法第69条第1項に規定する外国法人税に該当するもので、剰余金の配当の額24,480,000円を課税標準として課されたものである。

以上の事実を前提に下記の各問に答えなさい。

- (1) B社が外国子会社に核当するかどうか判定し、その判定を踏まえて、剰余金の配当24,480,000円のA社における取扱いについて説明しなさい。
- (2) 源泉徴収された租税2,448,000円はA社においてどのように取り扱われるか、控除対象となる外国法人税の額とあわせて説明しなさい。

ズバリ的中!

問1 資料1に掲げる甲から戊の工事に関して、工事進行基準が強制適用される工事については、税務上調整すべき金額をその計算過程を示したうえで算定しなさい。また、強制適用されない工事については、その理由を示しなさい。

【資料1】工事の請負に関する事項

- ① 当社は、請負工事に係る収益の額及び費用の額の計上については、工事完成基準を採用している。
- ② 当期末現在において未完成である請負工事に関する資料は次のとおりである。
- ③ すべての工事の工事代金は、完成引渡日から1か月以内に支払われる契約となっている。
- ④ 工事進行割合は、工事原価の投入割合で算出すること。

発注者	A社	B社	A社	B社	C社
工事名	甲工事	乙工事	丙工事	丁工事	戊工事
着工日	H28.9.1	H29.7.10	H29.8.20	H29.9.2	H29.10.10
引渡予定日	H30.8.31	H31.5.31	H32.3.31	H31.1.31	H31.5.31
請負工事高	円 1,200,000,000	円 970,000,000	円 1,300,000,000	円 1,620,000,000	円 1,100,000,000
見積工事原価の額	当初 960,000,000 なお、当期によって建設資材の高騰により、材料費が40,000,000円増えることが確実となった。	680,000,000	1,100,000,000	1,296,000,000	850,000,000
当期末までに支出した原価の額	前期 240,000,000 当期 600,000,000	272,000,000	218,900,000	285,120,000	258,000,000
未完成工事受入金の額	(H28.12.30) 120,000,000 (H29.12.30) 540,000,000	150,000,000	100,000,000	300,000,000	250,000,000
備考	(前期末表調整) 完成工事 300,000,000 完成工事原価 240,000,000				

問2 資料2により、税務上調整すべき金額を算定するとともに、その計算過程を示しなさい。

【資料2】期末の債権等の明細及びその留意事項

区分	金額	留意事項
受取手形	120,000,000 円	ア D社からの受取手形25,000,000円があるが、同社には工事未払金が20,000,000円ある。 イ 貸借対照表には、受取手形割引高11,000,000円が注記されている（すべて完成工事未収入金の回収に際して取得した受取手形である。）。
完成工務未収入金	230,000,000 円	ア 左記には、上記資料1に関する金額は含まれていない。 イ E工務店に対する完成工事未収入金が15,000,000円あるが、同工務店は当期中に民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行ったため、個別貸倒引当金7,500,000円を繰り入れている。なお、E工務店からは営業保証金2,000,000円を受け入れている他、同工務店に対する支払手形1,500,000円がある。
貸付金	36,000,000 円	ア F社に対する貸付金が13,000,000円あるが、時価20,000,000円の土地の担保提供を受け、この土地に抵当権を設定している。
未収金	11,950,000 円	ア 未収金の内訳は、公社債の未収利子100,000円、貸付金の未収利子750,000円、契約不履行による損害賠償金7,100,000円、未収地代4,000,000円であり、いずれも収益に計上されている。 イ 未収地代については、賃借人から8,000,000円の敷金を受け取っている。
その他	22,300,000 円	ア その他の内訳は、土地購入のための手付金10,000,000円、従業員に関する給料の前払3,000,000円、仮払旅費2,000,000円、D社の材料費の立替金7,300,000円である。

●直前対策補助問題 第8回

〔資料5〕乙社の工事その他に関する事項

(1) 工事の請負

- ① 乙社は設立時より比較的小規模な建築のみを請け負っており、会計処理はすべて工事完成基準によっていた。前期から、大規模な工事の請負も開始したことから、当期より会計方針を変更し、複数の事業年度に渡る工事についてはすべて工事進行基準による経理を行うこととしたが、当期の収益については乙社の経理担当者は処理が分からず計上されていない。
- ② 当期において検討をすべき工事は次のH工事のみである。

【H工事】

イ 工事着工日	平成29年6月10日
ロ 工事収益総額	450,000,000円
ハ 工事原価見積額	300,000,000円
ニ 完成予定日	平成31年5月末日
ホ 実際工事原価	(単位：円)

	当 期
材料費	70,000,000
労務費	40,000,000
経 費	10,000,000
合 計	120,000,000

ヘ 平成29年7月1日に、工事代金の一部として100,000,000円を受取り、次の経理処理を行っている。

(借) 現金預金 100,000,000円 (貸) 未完成工事受入金 100,000,000円

(2) 貸倒引当金

- ① 上記(1)を除き、乙社の当期末における売掛金、完成工事未収入金、未収金その他の一括評価金銭債権の合計額は365,000,000円である。
- ② 乙社ではここ数年貸倒損失は生じていない。
- ④ 前期に繰り入れた一括貸倒引当金については当期に戻し入れて収益に計上している。

問5

上記(1)及び(2)に関し、乙社の当期の決算調整及び申告調整につき、計算過程及び検討過程を明示しつつ示しなさい。

なお、完成工事原価及び未完成工事支出金並びにT事未払金については適正に処理されているため、考慮する必要はない。

●直前対策補助問題 第7回

4. 債権等に関する事項

- (1) 当期末の貸借対照表に計上されている売掛金、受取手形、貸付金等の金額は次のとおりである。
 - ① 売掛金 323,400,000円
 - ② 受取手形 82,450,000円
 - ③ 貸付金 57,174,000円
- (2) 上記(1)の債権のうち、検討を要するものは次のとおりである。

- ① 売掛金の中には、取引先である内国法人O社に対するものが5,000,000円含まれている。
O社は前期の平成28年11月22日に会社更生法の更生手続開始の申立てを行ったが、当期においてもその状況に変化はない。甲社は前期においてO社に対する売掛金につき個別貸倒引当金を2,500,000円繰り入れており、当期においても繰入額に変更はないため、特段の追加経理はしていない。
- ② 受取手形の中には、取引先である内国法人P社に対するものが3,600,000円含まれている。P社は平成30年3月に不渡りが生じ、平成30年4月20日に手形交換所の取引停止処分を受けている。なお、甲社はP社に対し買掛金の決済として甲社が振り出した支払手形200,000円があり、平成30年6月に決済される予定である。甲社は当期においてP社に対する受取手形につき個別貸倒引当金を3,400,000円繰り入れている。
- ③ 貸付金の中には、取締役cが、自宅を取得する際に援助した金額12,900,000円があり、適宜返済を受けている。当期において本来収受すべき利息額は324,000円であると計算されるが、無利息で貸し付けたため特に経理はしていない。なお、cには甲社が支払うべき費用の立替金で未精算のものが250,000円があり、甲社では未払金として経理している。

ズバリ的中!

【資料４】その他当期に関する事項

- (1) 当期末に、決算賞与21,000,000円を未払賞与として計上した。
 なお、当該賞与については、同時期に賞与の支給を受けるすべての使用人に対して各人別にその支給額を通知し、翌期首から2月以内にすべて支払っている。
- (2) 当期中に支払った下記の費用は、いずれもその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものであるため、損金の額に算入した。なお、当社は1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合においては、継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入している。

区分	金額	内容
備船料	円 12,000,000 (月額1,000,000)	浚渫工事にかかる備船料（船を借りることを、翌年1年分前払いしたものである。）
保険料	4,800,000	従業員にかかる生命保険料を年払いしたものである。 なお、当該保険は全従業員を被保険者とし、自己を保険金の受取人とする定期付養老保険であり、支払保険料の内訳は、養老保険分2,800,000円、定期保険分1,400,000円、傷害特約分600,000円である。
地代家賃	1,200,000 (月額100,000)	下記③の翌期にかかる家賃を年払いしたものである。

- (3) 営業所として使用するため、〇〇県××市に所在するビルの1階店舗を平成29年8月20日から賃借し、その権利金として3,600,000円を支払い、その全額を地代家賃として費用処理した。この借店舗の権利は、他へ転売することができる契約である。なお、このビルの法定耐用年数は60年、見積残存耐用年数は35年である。
- (4) 当期に計上した交際費9,400,000円の内訳は、次のとおりである。
- 得意先を接待するために要した飲食費 540,000円（1人当たり5,000円以下のもの。）
 - 当社20周年記念の宴会費等 1,200,000円（うち社内で従業員に一律に供与される通常の飲食費300,000円が含まれる。また、従業員を除く出席者からの祝い金250,000円は当該宴会費等と相殺処理している。）
 - 当社の工事現場で発生した業務上の事故により負傷した下請先の従業員に対して支給した見舞金 200,000円（当社の基準にしたがって支給している。）
 - 前期に接待供応した費用について仮払交際費として処理していたものを、当期に消却した額 150,000円
 - 下記⑤③に掲げるLゴルフクラブでのプレー料 240,000円（当該プレー料は取引先を接待したものである。）
 - 下記⑤③に掲げるMゴルフクラブでのプレー料 120,000円（当該プレー料は代表取締役Yが個人的に利用したものである。）
 - 接待のためのその他飲食費 6,950,000円
- (5) 当期に計上した会費及び入会金の内訳は、次のとおりである。なお、入会金は資産計上している。
- 同業者団体の通常会費 300,000円（同業者団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費で不当に多額の剰余金は生じていない。）
 - 同業者団体の特別会費 500,000円（会員相互の懇親費用400,000円及び同業者団体の会館の修繕費負担金100,000円である。なお、当該修繕工事は平成30年6月から行われる。）
 - Lゴルフクラブの入会金1,500,000円及びMゴルフクラブの入会金 2,000,000円（Lゴルフクラブは法人会員として入会し、Mゴルフクラブは代表取締役Y名義の個人会員として入会した。なお、Mゴルフクラブには無記名式の法人会員制度がある。）
 - Lゴルフクラブの年会費36,000円及びMゴルフクラブの年会費 48,000円
- (6) その他の費用に関する次の事項がある。
- 取引先を接待した後に従業員の帰宅に利用したタクシー代金180,000円を交通費として処理している。
 - マンションの建設に当たり周辺の住民の同意を得るために開催した説明会の会場借上げ料及び茶菓代80,000円、観劇に招待した費用260,000円をいずれも会議費として処理している。

●直前予想答練 第1回 問2

7. 賞与に関する事項

甲社では当期の業績が当初計画を上回ったことから、従業員に対し期末賞与を支給することとし、期末までに対象者全員にそれぞれ支給額を通知した。支給総額は2,600,000円であるが、実際に支給したのは4月20日であったことから決算書においては未払計上をしている。

●直前対策補助問題 第1回

- (3) 甲社は従業員全員を被保険者とし、生存保険金の受取人を甲社、死亡保険金の受取人を従業員の遺族とする養老保険の当期分の保険料2,400,000円を当期の費用に計上している。

●直前対策補助問題 第1回

7. 交際費等に関する事項

接待交際費として当期の費用に計上した金額9,630,000円の内訳は、次のとおりである。

- (1) 来客との打合せを近隣のレストランで行った際に飲食物を供与するための費用として甲社が負担した金額の合計額
- | |
|---------------------------------------|
| 140,000円 |
| 上記金額は、会議に関連して飲食物を供与するために通常要する費用に該当する。 |
- (2) 中元・歳暮として得意先に飲食物の詰め合わせ（1件当たり5,000円）を贈答した金額 890,000円
- (3) 平成29年7月にHゴルフクラブに法人会員として入会した際の入会金 750,000円
- (4) Hゴルフクラブに入会した際の名義書換料 150,000円
- (5) 得意先の社屋新築記念式典に出席する際のタクシー代 5,000円
- (6) 翌期に得意先を旅行に招待するために旅行会に支払った金額 400,000円
- (7) 接待に係る飲食費用
 なお、飲食費用については、支出の明細に関する書類を作成しており、その内容は次のとおりである。
- 得意先との飲食費用で1人当たり5,000円以下の金額 375,000円
 - 得意先との飲食費用で1人当たり5,000円超の金額 6,420,000円
 - 甲社役員及び従業員のみの飲食費用で1人当たり5,000円超の金額 500,000円
 - 上記のほか平成30年3月30日に得意先を接待した飲食費用200,000円（1人当たり20,000円）が仮払金勘定に計上されている。
 - 上記のうち申告調整を要しないものについては、その旨計算過程欄に簡潔に説明したうえで、所得計算上必要な調整をしない。

ズバリ的中!